

令和2年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第21号	議案名	きらりタウン赤碓定住促進基金条例等の廃止について			
目的	地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、各種基金条例を制定していたが、今後の積立てが見込まれない基金を廃止するもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>各種基金条例について、一括して廃止するもの。</p> <p>(1) きらりタウン赤碓定住促進基金条例(平成16年琴浦町条例第194号) 既に基金残高が無く、今後の積立ても見込まれないことから、廃止</p> <p>(2) 琴浦町森林保全管理基金条例(平成20年琴浦町条例第2号) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社山陰支店が実施するとっとり共生の森事業について、事業実施方法の変更に伴い基金が不要となったため、廃止</p> <p>(現在)</p>  <pre> graph LR A[損保ジャパン] -- 依頼 --> B[基金 琴浦町] B -- 発注、支払 --> C[草刈り業者等] </pre> <p>(来年度)</p>  <pre> graph LR A[基金 損保ジャパン] -- 依頼 --> B[琴浦町] B -- 調整 --> C[草刈り業者等] A -- 発注、支払 --> C </pre> <p>(3) 琴浦町地域活性化基金条例(平成16年琴浦町条例第64号) 令和2年度当初予算にて、各種基金を取り崩すことにより、基金残高がゼロとなる見込みであり、今後の積立ても見込まれないことから、廃止</p> <p>(4) 琴浦町図書館図書購入基金条例(平成16年琴浦町条例第67号) 同上</p> <p>(5) 琴浦町地域福祉基金条例(平成16年琴浦町条例第73号) 同上</p> <p>(6) 琴浦町地域雇用創出推進基金条例(平成21年琴浦町条例第27号) 同上</p>					
補足事項	施行日 公布の日(ただし、(3)から(6)までの条例は、令和2年5月31日施行)					